

健康くまもと21市内推進会議設置要綱

制定	平成14年	9月27日	健康福祉局長決裁
改正	平成16年	7月7日	健康福祉局長決裁
	平成16年	8月6日	健康福祉局長決裁
	平成20年	8月7日	健康福祉局長決裁
	平成24年	3月21日	健康福祉局長決裁
	平成24年	7月24日	健康福祉子ども局長決裁
	平成25年	8月1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	3月31日	健康づくり推進課長決裁
	平成30年	3月28日	市長決裁
	平成30年	4月1日	健康づくり推進課長決裁
	平成30年	7月20日	健康づくり推進課長決裁

(設置)

第1条 健康づくりに関する施策を市民との協働により推進するため、健康くまもと21市内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと21基本計画、食の安全安心・食育推進計画及び歯科保健基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 食の安全安心に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、推進委員をもって組織する。

- 2 推進委員となるべき者は、別表に定めるとおりとする。
- 3 推進会議に座長を置き、座長は健康福祉局保健衛生部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理するものとする。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 前項の場合において、座長は、別表に定める推進委員のうちから、推進会議の会議において協議する事項に必要と認めるもののみを招集することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため必要があると認めるときは、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる作業を行う。
 - (1) 資料の収集及び分析
 - (2) 関係各課の所管する事業等に係る現状の把握及び課題の抽出
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、座長の指示により行う作業
- 3 ワーキンググループは、前項各号に掲げる作業による成果を、座長に対し報告するものとする。
- 4 ワーキンググループは、別表に定める部署に属する職員のうちから座長が指名するものをもって組織する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、別表に定める部署に属する職員以外の職員をワーキンググループの会議に加えることができる。
- 5 ワーキンググループを代表する者は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課長とする。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課長とする。
- 6 ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集する。
- 7 ワーキンググループの庶務は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課において行う。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課において行う。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課に置く。ただし、食の安全安心・食育推進に関しては、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

別表（第3条関係） 健康くまもと21庁内推進委員

	部署名	職名
1	保健衛生部	部長
2	保健所	所長
3	健康福祉政策課	課長
4	健康づくり推進課	課長
5	国保年金課	課長
6	高齢介護福祉課	課長
7	障がい保健福祉課	課長
8	こころの健康センター	所長
9	医療政策課	課長
10	生活衛生課	課長
11	食品保健課	課長
12	感染症対策課	課長
13	子ども政策課	課長
14	子ども支援課	課長
15	保育幼稚園課	課長
16	生涯学習課	課長
17	スポーツ振興課	課長
18	中央区保健子ども課	課長
19	東区保健子ども課	課長
20	西区保健子ども課	課長
21	南区保健子ども課	課長
22	北区保健子ども課	課長
23	教育政策課	課長
24	健康教育課	課長
25	消費者センター	所長
26	環境政策課	課長
27	水保全課	課長
28	環境総合センター	所長
29	廃棄物計画課	課長
30	ごみ減量推進課	課長
31	農水ブランド戦略室	室長
32	農業支援課	課長
33	水産振興センター	所長
34	子ども発達支援センター	所長